

台風等異常気象時の登下校について

1 暴風警報の場合

- ① 暴風警報は、市町村を単位に発表される。
- ② 暴風警報等の警報の発表を知ったときは、自治体が発表する避難情報に注意し、必要に応じた対応をとること。

(1) 登校前に暴風警報が発表されている場合

- ① 「名古屋市」に暴風警報が発表されている場合は、授業等を行わない。
(注：「名古屋市」は、「尾張東部」「愛知県西部」「愛知県」に含まれている。)
(注：「授業等」は、行事・部活動も含む。)
- ② 「名古屋市」に暴風警報が発表されている場合、また、自宅または登校経路上の市町村に暴風警報が発表されている場合は、いかなる理由があっても登校してはいけない。
- ③ 「名古屋市」に暴風警報が発表されていない場合は、他の市町村で暴風警報が発表されていても、原則として授業等を行う。ただし、自宅または登校経路上の市町村に暴風警報が発表されている場合は、自宅で待機すること。
- ④ 大雨警報、洪水警報などの警報が発表されていても、原則として平常通り授業等を行う。ただし、公共交通機関が途絶している場合、登校することが危険である場合などは、自宅で待機すること。

ア 午前6時30分以前に「名古屋市」の暴風警報が解除された場合は、平常通り授業等を行なう。

- ① 自宅または登校経路上の市町村に、暴風警報が継続されている場合は、自宅で待機すること。その後、自宅と登校経路上のすべての市町村の暴風警報が解除された場合は、授業等の終了時刻に間に合うようであれば、登校すること。
- ② 公共交通機関が途絶している場合、登校することが危険である場合などは、自宅で待機すること。

イ 午前6時30分以降午前11時までに「名古屋市」の暴風警報が解除された場合は、解除後2時間を経てから当日の授業等を行なう。

- ① 午前11時まではテレビ・ラジオ等の気象情報に注意していること。
- ② 自宅または登校経路上の市町村に、暴風警報が継続されている場合は、自宅で待機すること。その後、自宅と登校経路上のすべての市町村の暴風警報が解除された場合は、授業等の終了時刻に間に合うようであれば、登校すること。
- ③ 公共交通機関が途絶している場合、登校することが危険である場合などは、自宅で待機すること。
- ④ 当日のすべての授業等に必要な用具を持参すること。

ウ 午前11時以降も「名古屋市」に暴風警報が継続されている場合は、当日の授業等を行わない。

(2) 登校後に「名古屋市」に暴風警報が発表された場合

- ① 気象情報・交通機関及び通学路の状況などから、安全に帰宅させ得ると学校が判断した場合は、当日の授業等中止するので、生徒は速やかに下校すること。
- ② 下校経路が危険な場合、または通学距離等により帰宅が困難な場合、学校の指示に従って、当該生徒は校内の安全な場所で待機すること。

2 特別警報の場合

- ① 特別警報は、現象の種類に応じて、「大雨」、「暴風」、「高潮」、「波浪」、「暴風雪」、「大雪」の特別警報として、市町村を単位に発表される。また、「大津波警報」「噴火警報」「緊急地震速報（震度6弱以上）」も特別警報として位置づけられている。
- ② 特別警報の発表を知ったときは、ただちに命を守る最善の行動をとること。
- ③ 「名古屋市内」に特別警報が発表された場合は、当日の授業等を行わない。
- ④ その後「名古屋市内」の特別警報が解除された場合も、当日の授業等を行わない。
- ⑤ 翌日以降の授業等の再開については、学校からの指示によること。

(1) 登校前に特別警報が発表されている場合

- ① 「名古屋市」に特別警報が発表された場合は、当日の授業等を行わない。
(注:「名古屋市」は、「尾張東部」「愛知県西部」「愛知県」に含まれている。)
(注:「授業等」は、行事・部活動も含む。)
- ② 「名古屋市」に特別警報が発表された場合、また、自宅または登校経路上の市町村に特別警報が発表された場合は、いかなる理由があっても登校してはいけない。
- ③ 他の市町村で特別警報が発表されていても「名古屋市」に特別警報が発表されていない場合は、原則として授業を行う。ただし、自宅の市町村に特別警報が発表されている場合は、命を守る最善の行動をとること。また、登校経路上の市町村のみに特別警報が発表されている場合は、自宅で待機すること。
- ④ その後、「名古屋市」の特別警報が解除されても、災害の状況および気象・公共交通機関の状況などから、安全に登校でき得ると学校が判断するまで、登校してはいけない。
- ⑤ 授業等の再開日時等は、「安心安全メール」や本校ホームページで連絡するので、その連絡を確認するまでは自宅または避難所で待機すること。(NTT西日本の災害伝言ダイヤルが開設された場合は、災害伝言ダイヤルでも連絡する。)その後は、その連絡事項に従って行動すること。
- ⑥ 「安心安全メール」や本校ホームページで再開日時等が確認できない場合は、少なくとも解除の翌日の朝までは、自宅または避難所で待機すること。解除の翌日の午前 8:00 ごろになっても確認できない場合は、学校に電話で確認すること。

(2) 登校前に「名古屋市」の特別警報が解除された場合

- ① 災害の状況および気象・公共交通機関の状況などから、安全に登校でき得ると学校が判断するまで、登校してはいけない。
- ② 授業等の再開日時等は、「安心安全メール」や本校ホームページで連絡するので、その連絡を確認するまでは自宅または避難所で待機すること。(NTT西日本の災害伝言ダイヤルが開設された場合は、災害伝言ダイヤルでも連絡する。)その後は、その連絡事項に従って行動すること。
- ③ 翌日の午前 8:00 ごろになっても、再開日時等が把握できず、「安心安全メール」や本校ホームページで再開日時等が確認できない場合は、学校に電話で確認すること。

(3) 登校後に「名古屋市」に特別警報が発表された場合

- ① 即刻、授業等を中止し、学校内待機・保護者への引き渡し等を行うので、学校の指示に従うこと。
- ② 学校内待機の場合、特別警報解除後も、安全に下校でき得ると学校が判断するまで、下校してはいけない。